

【レポート】

2018年の健康増進法改正に伴い、受動喫煙防止の観点から喫煙場所が庁舎外に設置されたことにより、夏は炎天下に晒されながら、冬は吹雪に耐えながらの喫煙を余儀なくされている喫煙者の環境を少しでも改善できないかという観点から取り組みを始めました。喫煙者に厳しい視線が向けられる時勢の中、非喫煙者の理解も得られる方法は何かということが取り組みを進めていく中での大きな課題でした。

喫煙場所の小さな改善について — グリーンカーテンを活用した改善活動 —

石川県本部／金沢市役所職員組合 中西 真久

1. はじめに

(1) 健康増進法について

受動喫煙による健康影響を防ぐため、受動喫煙対策を努力義務として盛り込んだ「健康増進法」が2002年に制定され、公共交通機関やオフィスなど様々な場所で禁煙や分煙の取り組みが広がっていきました。しかし、店舗や施設によって対策はまちまちで、受動喫煙にさらされる機会が依然としてある状況が続いていました。

そこで、2018年に、次の3つの趣旨で健康増進法が改正され、受動喫煙を防ぐための取り組みが「マナー」から「ルール」へと変わりました。

- ① 「望まない受動喫煙」をなくす
- ② 受動喫煙による健康への影響が大きい子ども、患者などに特に配慮する
- ③ 施設の種類や場所にあった対策を実施します

この改正法によるルールは2019年1月から段階的に施行され、2020年4月1日から全面施行となりました。

受動喫煙対策ルールのポイントは次のとおりです。

① 様々な施設において、原則屋内禁煙に



多くの人がいる施設や鉄道、飲食店などの施設は、原則屋内禁煙です。禁煙エリアで喫煙した個人に罰則（過料）が科されることもあります。

なお、施設によっては基準を満たした専用の喫煙室がある場合もあります。

また、学校・病院・児童福祉施設、行政機関、バス・航空機などは、敷地内禁煙で、喫煙室を設けることもできません。

ただし、屋外には受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することができます。

② 20歳未満の人は、喫煙エリアへの立入りが禁止



20歳未満の人は、喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへの立入りは一切禁止となります。

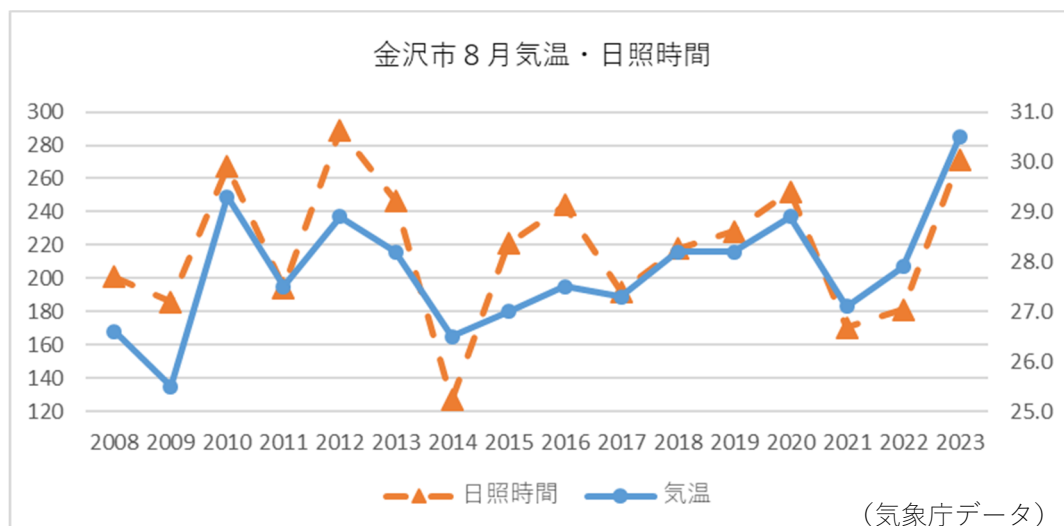
そのため従業員であっても喫煙エリアに立ち入ることはできません。

③ 喫煙室がある場合には標識を掲示

施設の中に喫煙室がある場合には、施設の主たる出入口となる場所と喫煙室の出入口に、喫煙室の種類に応じた標識（ステッカーもしくはプレートなど）を掲示することが義務づけられています。

（２） 金沢市第二本庁舎の喫煙スペースについて

2020年に供用開始された、第二本庁舎についても健康増進法に基づき、屋外スペースに設置されました。しかし、屋外であることに加えすりガラスの仕切りだけの構造のため、冬は雪が入り込み夏は直射日光が差し込むといった状況です。特に夏は昨今の地球温暖化の影響と南西方向に設置されていることから、午後の直射日光は苛烈であり、数分と居ることが難しい状況でした。



（３） グリーンカーテンについて

そういった状況の中、なんとか苛烈な状況を改善する必要があるという話が喫煙者の間で話題となり、環境政策課で行っているグリーンカーテン事業を参考に喫煙所にグリーンカーテンを設置することができないかということになりました。

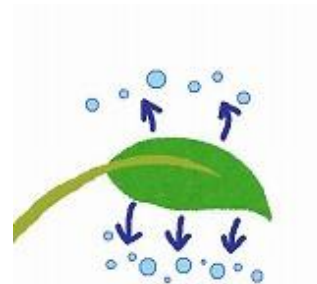
① グリーンカーテンとは

グリーンカーテンとは、アサガオやゴーヤなどのツル性の植物で夏の窓辺を覆うものです。室内の温度上昇を抑え、省エネルギー対策に効果があり、ヒートアイランド現象の緩和にも有効です。環境にも家計にもやさしいだけでなく、花や実がなりそれを楽しむこともできます。

② グリーンカーテンの効果

グリーンカーテンは日差しを和らげるだけでなく、葉っぱから蒸散する（水分を水蒸気として排出する）ことで周りの熱を奪うため、涼しい風が流れ込みます。

グリーンカーテンの表面とグリーンカーテンを設置していない場所の壁の温度を比較すると、最大で10度近くの効果があるといわれています。



蒸散の様子（上図）。主に葉の裏側から水蒸気が排出される。

③ グリーンカーテンに適している植物



ゴーヤ



フウセンカズラ



アサガオ



オキナワズズメウリ

基本的につる性の植物が向いているといわれていますが、設置場所が喫煙所であることを考慮するとゴーヤ等の野菜系は不適當ではないかという意見があったため、今回はアサガオとオキナワズズメウリを植えることとしました。

2. グリーンカーテンの設置 (2023年度の取り組み)

(1) 準備

① 事前準備

グリーンカーテンを設置する際に何が必要か確認したところ、「ネット」「プランター」「土」「肥料」「水やり用具」「苗・種」が必要とのことでした。

幸いなことに、当該取り組みを市有施設のグリーンカーテン事業に一部組み入れてもらえることになったので、使用していない器具の使用を認めてもらえました。また、市有施設での設置になるので許可が必要となりましたが、事業の一環との位置づけで使用許可を得ることができました。

② ネットの設置

ネットの大きさは喫煙場所の大きさに合わせて3.6m×5.0mのネットにし、2階の手すりから吊るすこととしました。その際風等で飛ばないようにペグで厳重に固定し安全に配慮しました。

③ 水やり

グリーンカーテンをする際に一番の問題は水やりの問題です。平日はともかく、休日の水やりをどうするかを考えたとき、私一人で水やりをするのは困難なため、喫煙者でローテーションを組む方法を検討しましたが、喫煙者は不特定なため断念しました。

そうしたとき、以前グリーンカーテン事業で使用していたが長期間使用されていない「タイマー付き自動水やり器」が倉庫に眠っているということが分かり、それを利用して休日の水やりをすることにしました。

(2) 経過

① 苗植え・種まき (5月中旬)

アサガオは余った苗、オキナワズズメウリは2022年度の種を利用してポットである程度成長させたあとにプランターに植えました。その際に脇芽を切った方が良いと教えてもらったので、いくつかの芽を切除しました。

② 6～7月

1ヶ月もすると成長し、つるがネットに巻き付いてくるようになったため、上に成長するように誘引を行いました。また、追肥も必要とのことでしたので行いました。

③ 8月～9月

2ヶ月も過ぎると、喫煙所前面をある程度覆うほどの葉が茂り、かなりの直射日光を防いでくれるようになりました。ただ、葉は生い茂っていますがアサガオがあまり咲かなかつたので、ちょっと寂しいグリーンカーテンとなってしまいました。また、オキナワズズメウリについては、9月下旬から実がなり始めたため、実が色付くのは10月上旬頃と思われます。



＜喫煙所の様子＞



＜グリーンカーテン前面＞



＜グリーンカーテン側面＞



＜直射日光の遮断＞

3. 2024年度の取り組み

(1) 2024年度に向けた改善点

1点目としては、プランターとグリーンカーテンの高さのバランスがとれていなかったため、常に水やりをしなければいけない状態になったことです。特に2023年の夏は記録的な猛暑で日差しも非常に厳しい日々が続いたため、朝と夕の水やりだけでは全く追いつかず、日中も1～2回の水やりが必要となっていました。休日については、とてもありがたいことに警備の方々が代わりに行ってくださるようになり、なんとか乗り越えることができました。そのため、2024年度はプランターの大型化と高さの調整が必要と感じました。

2点目としては、前面だけでなく側面にもネットを張る必要がありました。上記の写真で側面部分が写っていますが、そこが西向きとなっており午後の西日が非常に厳しいため、せっかくのグリーンカーテンの効果が薄まってしまいました。

(2) 人事異動により庁外勤務に

上記の改善点を中心に、2024年度はより良いグリーンカーテンを設置し、快適な環境としていきたいと構想を練っていましたが、人事異動で庁外勤務となってしまい、グリーンカーテンの設置・管理をどうするかという問題に直面しました。グリーンカーテン設置は業務として位置づけられていないため、引継ぎをすることも難しく、設置自体ができないと思っていました。

そうした中、喫煙所利用者の中から、「夏はグリーンカーテンが無いと辛い」という声が多くなり、利用者が協力してグリーンカーテンを設置する運びとなりました。ただ、業務外ということで準備に時間がかかり、苗を植えるのが6月頃になってしまったということでした。また、改善点についても、反映させる余力がなくとりあえず2023年度と同水準での設置運営となっています。

苗を植える時期が遅くなったことから、一番グリーンカーテンを必要とする8月に葉が生い茂っている状態ではなかったため、遮断効果は乏しいですが、利用者からは「まあ、無いよりは良いかなあ」と

いう意見が大半で、9月頃に生茂る予定です。

何度かアドバイスや手伝いをしましたが、グリーンカーテンは毎日の作業が重要なので、庁外勤務の身では十分な協力ができなかったことが残念でした。



<2024年7月時点（正面）>



<2024年7月時点（側面）>

4. 終わりに

（1）効果

2023年度はとりあえず設置してみて、どの程度直射日光の遮断効果があるのかを確かめてみるという位置づけでしたが、想像以上に遮断効果が高く、喫煙者からの評判も非常に高く様々な方から感謝されました。また、グリーンカーテンがあるため、蝶やトンボといった昆虫が寄ってくるようになり、環境改善につながったと思われます。また、職員間のコミュニケーションも進むようになり、グリーンカーテンを通じての会話も多くなり、今回の取り組みについても様々な職員から意見を頂き色々工夫をすることができました。

（2）まとめ

最初は、なんとなく夏の暑さを和らげられればいいなという思いから始めた取り組みですが、喫煙者だけでなく様々な職員の方から気にしてもらえ、数多くの感謝やアドバイスを頂くことができ、非常に満足度の高いものでした。

グリーンカーテンを通じた職員のコミュニケーションの活性化により、私が庁外勤務となりグリーンカーテンを設置することができなくなっても、業務外であるにもかかわらず、引き継いでくれる職員が複数いたことが一番の取り組み効果として挙げられるのではないかと感じています。

【参考】環境書HP、金沢市HP、厚生労働省HP